

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

わが国の教育政策は、教育基本法に則り推進されています。この教育基本法は平成18年に改正が行われ、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育の使命にかかる普遍的な理念は大切にしながら、「教育立国」の実現に向けて、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人、の育成を目指すことを明確にしました。

さらに、改正後の教育基本法では、日本の教育が目指すべき姿を国民に明示し、その実現に向けた道筋を明らかにするため、国に対して、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することを義務付け、地方公共団体に対しては努力義務として規定しました。

中央市教育委員会では、教育基本法の改正を受けて、「第1次中央市教育振興基本計画（平成22年度から31年度）」を平成21年12月に策定（その後、平成28年4月改訂）し、これまでさまざまな教育施策を展開してまいりましたが、令和2年3月に計画期間が終了を迎えます。

この間、少子高齢化や人口減少、産業構造の変化、グローバル化など、社会は急速に変化しております。また、今後の10年間では、リニア中央新幹線の東京―名古屋間の営業運転が予定されており、本市においても人口増減だけでなく、経済にも大きな影響を与えることとなります。

このように、教育を巡る環境が大きく変わるなかで、教育に求められるニーズも日々多様化・複雑化しております。国においては、こうした時代の変化に対応していくため、平成30年に第3期の教育振興基本計画を策定し、そのなかで今後の教育政策に関する基本的な方針として

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展をけん引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

を目指すこととしたところです。

教育は、国にとっても本市にとっても百年の大計であり、人づくりこそが、一人ひとりの幸福の実現と社会発展の基盤であることは変わりません。中央市教育委員会は、教育の使命を自覚し、市民の負託に応えるため、引き続き全力を挙げてこれを遂行してまいることとし、「第2次教育振興基本計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育を推進するための基本方針となるものであり、市が今後取り組むべき施策の方向性等を明らかにするものです。

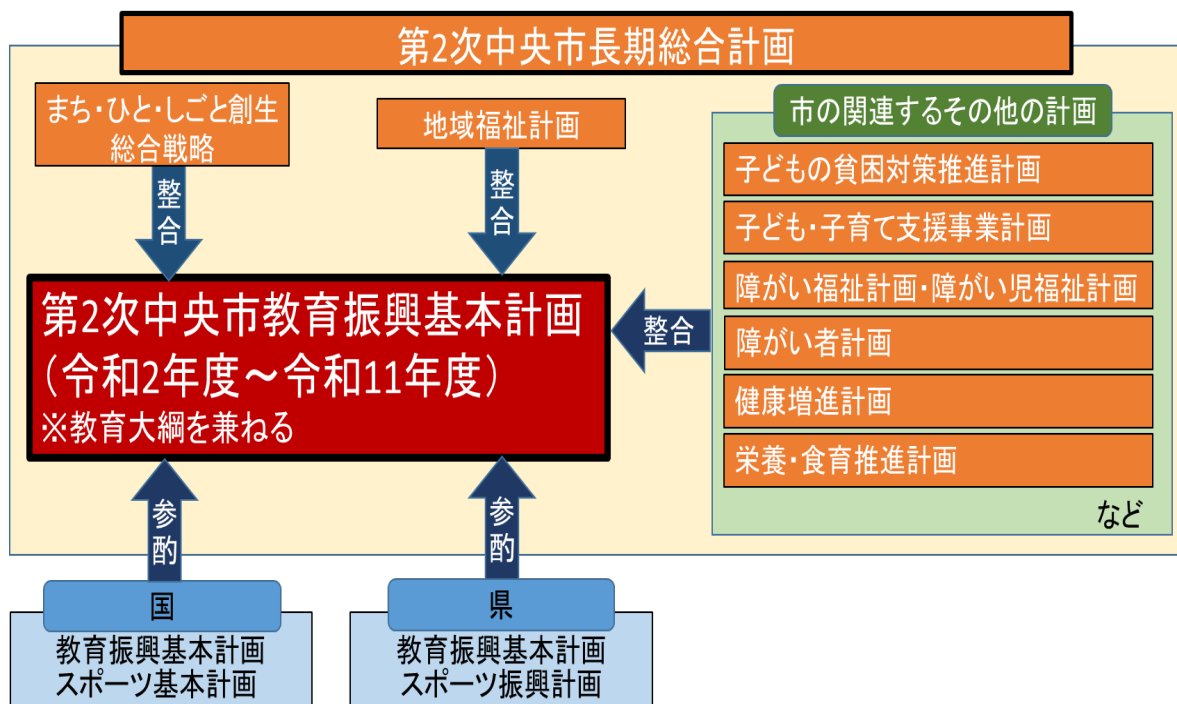
また、本市においては、総合教育会議において「中央市教育振興基本計画」を中央市の教育に関する大綱に位置づけると判断されましたので、そうした認識の上に策定します。

### ○教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



### 3. 計画の期間

この計画の対象とする期間は、令和2年度から令和11年度の10年間としますが、教育を取り巻く環境や本市の教育環境の変化等に対応するため、5年後に施策や具体的な事業内容等の見直し及び令和7年度から令和11年度までの数値目標の設定を行います。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2次中央市長期総合計画	→									
第2次中央市まち・ひと・しごと創生総合戦略	←									
中央市第2次地域福祉計画	→									
第2次中央市教育振興基本計画	←→									
第2期中央市子ども・子育て支援事業計画	←									
中央市第2次障がい者計画	→									
中央市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	→									
中央市子どもの貧困対策推進計画	→									
第三次中央市健康増進計画	→									
第三次栄養・食育推進計画 中央	→									